

岩手県告示第688号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成28年8月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 一関市巖美町及び西磐井郡平泉町平泉地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年8月17日から同年12月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）